



金沢市公報

号外第5号

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
● 告 示		○金沢職人大学校の指定管理者の指定について	
○自転車等駐車場の指定管理者の指定について		(歴史建造物整備課)	7
(歩ける環境推進課)	2	○金沢市異業種研修会館の指定管理者の指定について	7
○金沢市立中村記念美術館の指定管理者の指定について	3	(ものづくり政策課)	7
(文化政策課)	3	○金沢市ものづくり会館の指定管理者の指定について	8
○金沢くらしの博物館の指定管理者の指定について	3	()	8
()	3	○石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の指定について	8
○金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者の指定について	3	(農業総務課)	8
()	3	○金沢市菅こなん水辺グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について	8
○金沢ふるさと偉人館の指定管理者の指定について	4	(市民スポーツ課)	8
()	4	○金沢市松ヶ枝福祉館の指定管理者の指定について	8
○金沢市老舗記念館の指定管理者の指定について	4	(福祉総務課)	8
()	4	○金沢福祉用具情報プラザの指定管理者の指定について	9
○泉鏡花記念館の指定管理者の指定について	4	()	9
()	4	○金沢市福祉作業センターの指定管理者の指定について	9
○金沢湯涌夢二館の指定管理者の指定について	4	(長寿福祉課)	9
()	4	○金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩いの家の指定管理者の指定について	9
○金沢蓄音器館の指定管理者の指定について	5	()	9
()	5	○金沢市生きがい情報作業センターの指定管理者の指定について	10
○前田土佐守家資料館の指定管理者の指定について	5	()	10
()	5	○金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者の指定について	10
○室生犀星記念館の指定管理者の指定について	5	(障害福祉課)	10
()	5	○金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について	11
○徳田秋聲記念館の指定管理者の指定について	5	(健康総務課)	11
()	5	○旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者の指定について	11
○金沢文芸館の指定管理者の指定について	6	(緑と花の課)	11
()	6	○金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者の指定について	11
○金沢卯辰山工芸工房の指定管理者の指定について	6	(市街地再生課)	11
()	6	○金沢駅西広場の指定管理者の指定について	12
○金沢市民芸術村の指定管理者の指定について	6	(道路管理課)	12
()	6	● 教育委員会告示	
○金沢市牧山ガラス工房の指定管理者の指定について	6	○地区公民館の指定管理者の指定について	12
()	6	(生涯学習課)	12
○金沢市おしがはら工房の指定管理者の指定について	7	○松声庵の指定管理者の指定について	13
()	7	()	13
○金沢湯涌創作の森の指定管理者の指定について	7		
()	7		

告

示

●金沢市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第14条第2項の規定により、金沢市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市営金沢駅第1自転車 駐車場	金沢市広坂1丁目9番16号	財団法人 金沢まちづくり財 団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで
金沢市営金沢駅第2自転車 駐車場			
金沢市営金沢駅第3自転車 駐車場			
金沢市営金沢駅原付バイク 駐車場			
金沢市営金沢駅東自転車駐 車場			
金沢市営本町2丁目自転車 駐車場			
金沢市営西金沢駅前自転車 駐車場			
金沢市営東金沢駅東自転車 駐車場			
金沢市営東金沢駅西自転車 駐車場			
金沢市営森本駅東第1自転 車駐車場			
金沢市営森本駅西自転車駐 車場			
金沢市営野町駅前自転車駐 車場			
金沢市営馬替駅前自転車駐 車場			
金沢市営額住宅駅前自転車 駐車場			
金沢市営乙丸駅前自転車駐 車場			
金沢市営割出駅前自転車駐 車場			
金沢市営蚊爪駅前自転車駐 車場			
金沢市営みどり1丁目バス 停前自転車駐車場			
金沢市営光が丘2丁目自転 車駐車場			

金沢市営四十万バス停前自転車駐車場		
金沢市営金石バス停前自転車駐車場		
金沢市営木越団地自転車駐車場		
金沢市営矢木1丁目自転車駐車場		
金沢市営表参道自転車駐車場		
金沢市営香林坊地下自転車駐車場		
金沢市営香林坊自転車駐車場		
金沢市営柿木島自転車駐車場		
金沢市営片町広場自転車駐車場		

●金沢市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）第14条第4項の規定により、金沢市立中村記念美術館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名 称	
金沢市立中村記念美術館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢くらしの博物館条例（昭和53年条例第2号）第10条第4項の規定により、金沢くらしの博物館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第11条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名 称	
金沢くらしの博物館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）第17条第4項の規定により、金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市立安江金箔工芸館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）第12条第4項の規定により、金沢ふるさと偉人館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢ふるさと偉人館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）第14条第4項の規定により、金沢市老舗記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市老舗記念館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）第12条第4項の規定により、泉鏡花記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
泉鏡花記念館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）第12条第4項の規定により、金沢湯涌夢二館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢湯涌夢二館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）第12条第4項の規定により、金沢蓄音器館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢蓄音器館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）第12条第4項の規定により、前田土佐守家資料館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
前田土佐守家資料館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）第12条第4項の規定により、室生犀星記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
室生犀星記念館	金沢市柿木島1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第13条第4項の規定により、徳田秋聲記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第14条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
徳田秋聲記念館	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）第18条第4項の規定により、金沢文芸館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第19条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢文芸館	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）第17条第4項の規定により、金沢卯辰山工芸工房の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢卯辰山工芸工房	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢芸術創造財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市民芸術村条例（平成8年条例第3号）第17条第4項の規定により、金沢市民芸術村の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市民芸術村	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢芸術創造財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市牧山ガラス工房条例（平成11年条例第3号）第15条第4項の規定により、金沢市牧山ガラス工房の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市牧山ガラス工房	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢芸術創造財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市おしがはら工房条例（平成12年条例第2号）第15条第4項の規定により、金沢市おしがはら工房の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市おしがはら工房	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢芸術創造財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢湯涌創作の森条例（平成15年条例第2号）第18条第4項の規定により、金沢湯涌創作の森の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第19条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢湯涌創作の森	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢芸術創造財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢職人大学校設置条例（平成8年条例第42号）第12条第4項の規定により、金沢職人大学校の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢職人大学校	金沢市大和町1番1号	社団法人 金沢職人大学校	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市異業種研修会館条例（平成11年条例第4号）第14条第4項の規定により、金沢市異業種研修会館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市異業種研修会館	金沢市打木町東1400番地	安原工業団地協同組合	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市ものづくり会館条例（平成21年条例第41号）第14条第4項の規定により、金沢市ものづくり会館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市ものづくり会館	金沢市粟崎町4丁目80番地1	住吉工業協同組合	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）第8条第4項の規定により、石川県金沢食肉流通センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第9条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
石川県金沢食肉流通センター	金沢市才田町戊337番地	社団法人 石川県金沢食肉公社	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第12条第3項の規定により、金沢市営こなん水辺グラウンドゴルフ場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市営こなん水辺グラウンドゴルフ場	金沢市泉野出町3丁目8番1号	金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

●金沢市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市松ヶ枝福祉館条例（平成8年条例第6号）第12条第4項の規定により、金沢市松ヶ枝福祉館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名 称	
金沢市松ヶ枝福祉館	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢福祉用具情報プラザ条例（平成14年条例第7号）第12条第4項の規定により、金沢福祉用具情報プラザの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名 称	
金沢福祉用具情報プラザ	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市福祉作業センター条例（昭和49年条例第45号）第11条第4項の規定により、金沢市福祉作業センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名 称	
金沢市福祉作業センター 十一屋ことぶき作業場	金沢市芳斉2丁目3番28号	財団法人 金沢市福祉サービス公社	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例（昭和54年条例第4号）第9条第4項の規定により、金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第10条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名 称	
金沢市小立野老人福祉センター	金沢市小立野4丁目7番51号	金沢市小立野老人福祉センター振興協力会	
金沢市粟崎老人福祉センター	金沢市粟崎町1丁目3番地	金沢市粟崎老人福祉センター振興協力会	
金沢市中村町老人憩の家	金沢市中村町10番35号	金沢市中村町老人憩の家振興協力会	
金沢市木曳野老人憩の家	金沢市桂町口72番地	金沢市木曳野老人憩の家振興協力会	

金沢市小坂老人憩の家	金沢市小坂町北312番地	金沢市小坂老人憩の家振興協力会	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで
金沢市鞍月老人憩の家	金沢市南新保町口133番地の2	金沢市鞍月老人憩の家振興協力会	
金沢市瓢箪老人憩の家	金沢市彦三町2丁目10番5号	金沢市瓢箪老人憩の家振興協力会	
金沢市安原老人憩の家	金沢市福増町北1067番地	金沢市安原老人憩の家振興協力会	
金沢市森山老人憩の家	金沢市森山2丁目11番13号	金沢市森山老人憩の家振興協力会	
金沢市馬場老人憩の家	金沢市東山3丁目9番35号	金沢市馬場老人憩の家振興協力会	
金沢市戸板老人憩の家	金沢市二口町ニ24番地5	金沢市戸板老人憩の家振興協力会	
金沢市二塚老人憩の家	金沢市北塚町西98番地	金沢市二塚老人憩の家振興協力会	
金沢市弥生老人憩の家	金沢市弥生1丁目29番13号	金沢市弥生老人憩の家振興協力会	
金沢市浅野川老人憩の家	金沢市大河端町西92番地1	金沢市浅野川老人憩の家振興協力会	
金沢市崎浦老人憩の家	金沢市小立野2丁目41番36号	金沢市崎浦老人憩の家振興協力会	
金沢市松寺老人憩の家	金沢市松寺町丑42番地	金沢市松寺老人憩の家振興協力会	
金沢市新神田老人憩の家	金沢市新神田1丁目1番18号	金沢市新神田老人憩の家振興協力会	
金沢市浅野町老人憩の家	金沢市浅野本町2丁目13番12号	金沢市浅野町老人憩の家振興協力会	

●金沢市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市生きがい情報作業センター条例（平成10年条例第43号）第12条第2項の規定により、金沢市生きがい情報作業センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市小立野生きがい情報作業センター	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障 株式会社	平成22年4月1日から 同年6月30日まで
金沢市金石生きがい情報作業センター			平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで
金沢市泉生きがい情報作業センター			

●金沢市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）第

11条第4項の規定により、金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市障害児通園施設ひまわり教室	金沢市十一屋町4番34号	社会福祉法人 むつみ会	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢健康プラザ大手町条例（平成17年条例第47号）第13条第4項の規定により、金沢健康プラザ大手町の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第14条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢健康プラザ大手町	金沢市大手町3番23号	財団法人 金沢総合健康センター	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第5項の規定により、旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
旧高峰家・旧検事正官舎	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

●金沢市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）第16条第2項の規定により、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢駅東駐車場	金沢市彦三町2丁目5番27号	北陸名鉄開発 株式会社	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで
武蔵地下駐車場			

●金沢市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）附則第4項の規定により、金沢駅西広場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢駅西広場	金沢市北安江3丁目4番1号	株式会社 ジェイアール西日本金沢メンテック	平成22年4月1日から 同年9月30日まで

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）第14条第5項の規定により、地区公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市野町公民館	金沢市野町3丁目1番15号	金沢市野町公民館振興協会	
金沢市弥生公民館	金沢市弥生1丁目29番13号	金沢市弥生公民館振興協会	
金沢市中村町公民館	金沢市中村町10番35号	金沢市中村町公民館振興協会	
金沢市城南公民館	金沢市若草町22番12号	金沢市城南公民館振興協会	
金沢市新堅町公民館	金沢市鱗町62番地	金沢市新堅町公民館振興協会	
金沢市菊川町公民館	金沢市菊川2丁目3番3号	金沢市菊川町公民館振興協会	
金沢市材木公民館	金沢市材木町13番11号	金沢市材木公民館振興協会	
金沢市味噌蔵町公民館	金沢市兼六元町7番19号	金沢市味噌蔵町公民館振興協 会	
金沢市長町公民館	金沢市長町2丁目2番16号	金沢市長町公民館振興協会	
金沢市松ヶ枝公民館	金沢市高岡町7番23号	金沢市松ヶ枝公民館振興協会	
金沢市長土堀公民館	金沢市長町3丁目11番17号	金沢市長土堀公民館振興協会	
金沢市芳齋公民館	金沢市芳齋2丁目3番29号	金沢市芳齋公民館振興協会	
金沢市此花町公民館	金沢市此花町2番7号	金沢市此花町公民館振興協会	
金沢市瓢箪町公民館	金沢市彦三町2丁目10番5号	金沢市瓢箪町公民館振興協会	
金沢市馬場公民館	金沢市東山3丁目9番35号	金沢市馬場公民館振興協会	
金沢市浅野町公民館	金沢市乙丸町甲161番地	金沢市浅野町公民館振興協会	
金沢市森山公民館	金沢市森山2丁目11番13号	金沢市森山公民館振興協会	
金沢市小坂公民館	金沢市小坂町北312番地	金沢市小坂公民館振興協会	
金沢市千坂公民館	金沢市千木1丁目119番地	金沢市千坂公民館振興協会	
金沢市夕日寺公民館	金沢市東長江町コ26番地	金沢市夕日寺公民館振興協会	
金沢市森本公民館	金沢市南森本町チ103番地1	金沢市森本公民館振興協会	
金沢市湖南公民館	金沢市八田町東567番地	金沢市湖南公民館振興協会	
金沢市花園公民館	金沢市今町チ41番地	金沢市花園公民館振興協会	
金沢市旭日公民館	金沢市加賀朝日町ニ123番地	金沢市旭日公民館振興協会	
金沢市薬師谷公民館	金沢市不動寺町イ34番地1	金沢市薬師谷公民館振興協会	
金沢市三谷公民館	金沢市宮野町ホ79番地	金沢市三谷公民館振興協会	

金沢市諸江公民館	金沢市諸江町29番1号	金沢市諸江公民館振興協力会	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで
金沢市松寺公民館	金沢市松寺町丑42番地	金沢市松寺公民館振興協力会	
金沢市大浦公民館	金沢市大浦町ヲ7番地	金沢市大浦公民館振興協力会	
金沢市浅野川公民館	金沢市大河端町西92番地1	金沢市浅野川公民館振興協力会	
金沢市鞍月公民館	金沢市南新保町口133番地2	金沢市鞍月公民館振興協力会	
金沢市粟崎公民館	金沢市粟崎町1丁目3番地	金沢市粟崎公民館振興協力会	
金沢市長田町公民館	金沢市長田1丁目5番50号	金沢市長田町公民館振興協力会	
金沢市大野町公民館	金沢市大野町1丁目8番地5	金沢市大野町公民館振興協力会	
金沢市金石町公民館	金沢市金石西4丁目5番30号	金沢市金石町公民館振興協力会	
金沢市大徳公民館	金沢市畝田西1丁目201番地1	金沢市大徳公民館振興協力会	
金沢市戸板公民館	金沢市二口町ニ24番地5	金沢市戸板公民館振興協力会	
金沢市西公民館	金沢市西念2丁目34番9号	金沢市西公民館振興協力会	
金沢市二塚公民館	金沢市北塚町西98番地	金沢市二塚公民館振興協力会	
金沢市安原公民館	金沢市福増町北1067番地	金沢市安原公民館振興協力会	
金沢市押野公民館	金沢市八日市2丁目464番地	金沢市押野公民館振興協力会	
金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地	金沢市西南部公民館振興協力会	
金沢市三和公民館	金沢市上荒屋4丁目82番地	金沢市三和公民館振興協力会	
金沢市米丸公民館	金沢市間明町2丁目72番地	金沢市米丸公民館振興協力会	
金沢市新神田公民館	金沢市新神田1丁目1番18号	金沢市新神田公民館振興協力会	
金沢市三馬公民館	金沢市久安6丁目59番地1	金沢市三馬公民館振興協力会	
金沢市米泉公民館	金沢市米泉町8丁目126番地	金沢市米泉公民館振興協力会	
金沢市富樫公民館	金沢市山科1丁目6番8号	金沢市富樫公民館振興協力会	
金沢市伏見台公民館	金沢市窪5丁目675番地	金沢市伏見台公民館振興協力会	
金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目1番地1	金沢市額公民館振興協力会	
金沢市扇台公民館	金沢市馬替1丁目29番地1	金沢市扇台公民館振興協力会	
金沢市小立野公民館	金沢市小立野4丁目7番51号	金沢市小立野公民館振興協力会	
金沢市崎浦公民館	金沢市小立野2丁目41番36号	金沢市崎浦公民館振興協力会	
金沢市内川公民館	金沢市三小牛町20の1番地10	金沢市内川公民館振興協力会	
金沢市犀川公民館	金沢市末町6の9番地	金沢市犀川公民館振興協力会	
金沢市湯涌公民館	金沢市芝原町イ59番地	金沢市湯涌公民館振興協力会	
金沢市東浅川公民館	金沢市上中町ニ14番地	金沢市東浅川公民館振興協力会	
金沢市田上公民館	金沢市田上第5土地区画整理事業地14街区4番地	金沢市田上公民館振興協力会	
金沢市俵公民館	金沢市俵町ツ63番地2	金沢市俵公民館振興協力会	
金沢市医王山公民館	金沢市二俣町6の14番地9	金沢市医王山公民館振興協力会	

●金沢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）第14条第5項の規定により、松声庵の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成22年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐藤 秀紀

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
松声庵	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)